

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年3月29日
【会社名】	京セラ株式会社
【英訳名】	KYOCERA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 谷本 秀夫
【本店の所在の場所】	京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地
【電話番号】	075 (604) 3500 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員常務(経営管理本部長) 青木 昭一
【最寄りの連絡場所】	京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地
【電話番号】	075 (604) 3500 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員常務(経営管理本部長) 青木 昭一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,655,961,600円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	723,200株(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注)1 2019年3月29日開催の取締役会決議によります。

2 2019年6月25日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

4 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	723,200株(注)3	4,655,961,600(注)4	
一般募集			
計(総発行株式)	723,200株(注)3	4,655,961,600(注)4	

(注)1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 2019年6月25日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出日の前日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である6,438円に上記の発行数の見込数を乗じて算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定(注)2		100株	2019年7月11日		2019年7月11日

(注)1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 2019年6月25日開催予定の取締役会において、同日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当予定先に特に有利とならない範囲において決定する予定です。

3 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります（以下同じ。）。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

4 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

5 払込期日までに、本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
京セラ株式会社 本社	京都市伏見区竹田烏羽殿町6番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社京都銀行 本店営業部	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,655,961,600	2,400,000	4,653,561,600

(注)1 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいいます。

2 払込金額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出日の前日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である6,438円に、上記1及び2(1)の発行数の見込数を乗じて算出した見込額であります。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用等であり、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、当社の創立満60周年の記念事業の一環として、当社から割当予定先の会員である従業員に対して奨励金を付与し、割当予定先が会員から当該奨励金の拠出を受けてこれを払い込むものであり、資金調達を目的としておりません。なお、上記差引手取概算額4,653,561,600円については、2019年7月以降、業務運営のための運転資金に充当する予定であり、実際の支出実行までは、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先の概要		
名称	京セラ自社株投資会	
所在地	京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	
出資額	- (注)3	
組成目的	会員が当社株式を取得することを容易ならしめ、もって会員の財産形成に資することを目的とする。	
主たる出資者及びその出資比率	当社及び関連グループ会社の従業員	100%
業務執行組員又はこれに類する者	氏名	理事長 村上 哲司
	住所	京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地
	職業の内容	当社従業員
提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社の割当予定先に対する出資額	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	5,733,283株
人事関係	当社従業員7名が割当予定先の理事(理事長1名、副理事長1名を含む)及び監事を兼任しております。	
資金関係	該当事項はありません。ただし、当社は、割当予定先の会員に奨励金を付与しております。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

(注)1 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2019年2月28日現在のものです。

2 京セラ自社株投資会は当社グループの従業員持株会であります。

3 割当予定先は、各会員の積立金及び当社から支給される奨励金の金額に応じて当社株式を買い付け、買い付けた株式を各会員に登録配分し、登録配分された株式につき従業員が割当予定先から単元株式を引き出すことができる従業員持株会であり、会員単位で積立金や登録配分された株式等を管理しています。割当予定先の全体としての出資額は、会員の入会・退会、加入口数の変更、並びに単元株式の引出し、及び引き出された当社株式の株価等による影響を受けるため、正確な出資額を把握することはできないことから、割当予定先の出資額は記載しておりません。

(本自己株式処分の仕組み)

本自己株式処分は、以下の仕組みで行います。

当社が割当予定先の会員である従業員に対し、奨励金を付与する。

割当予定先の会員である従業員が、割当予定先に対して、奨励金を拠出する。

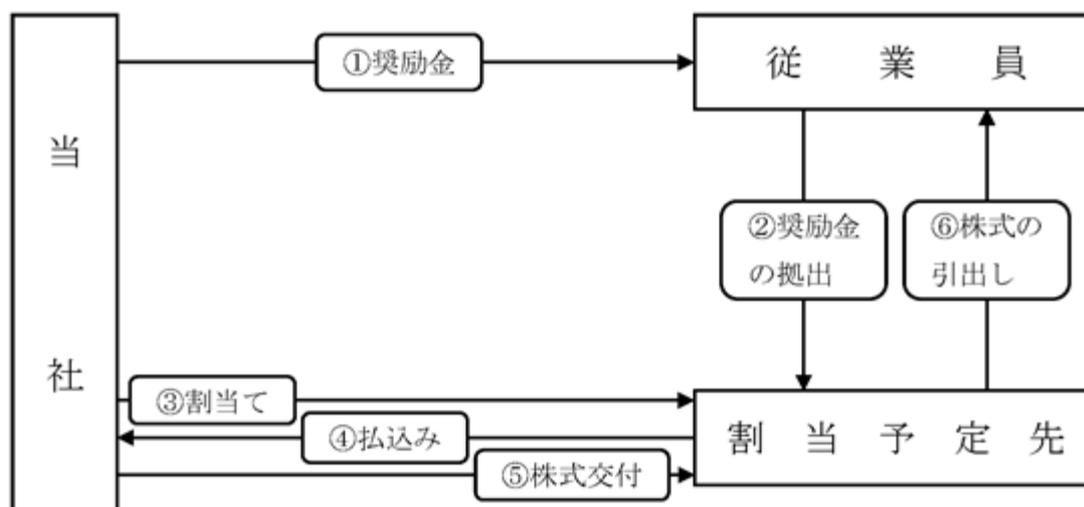
当社が第三者割当により自己株式の処分を行い、割当予定先に対してこれを割り当てる。

割当予定先が、拠出された奨励金で本自己株式処分について払込みを行う。

当社が割当予定先に対して自己株式を交付する。

割当予定先の会員である従業員が割当予定先から株式を引き出す。

なお、上記及びに係る実際の金銭の支払いは、当社から割当予定先の指定預金口座に対して直接振り込む方法により行います。



(2) 割当予定先の選定理由

当社は、2019年に創立満60周年を迎えます。この60周年の記念事業の一環として、これまで当社グループの発展に貢献してきた従業員と創立満60周年の喜びを分かち合い、従業員に対して感謝の意を表するとともに、更なる企業価値の増大に向けての従業員のモチベーションの向上を目的として、当社グループの従業員に対して当社の株式を付与することを検討してきました。

その結果、国内関連会社も含めた多数の従業員に株式を付与する際の発行手続上の簡易性や従業員による継続的な株主との価値共有を促進するとの観点から、会員が当社株式を取得することを容易ならしめ、もって会員の財産形成に資することを目的とした当社グループの従業員持株会である京セラ自社株投資会を通じて、従業員に当社普通株式を付与することが適切であると判断し、京セラ自社株投資会を本自己株式処分の割当予定先として選定したものです。

なお、本自己株式処分に際しては、出来る限り多くの当社グループの従業員に対して株式を交付できるように、割当予定先への入会を促すための十分な周知期間を設けております。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 723,200株

なお、割り当てる株式数は、2019年6月25日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

(4) 株券等の保有方針

割当予定先に交付される当社株式については、譲渡に関する制限は付されませんので、割当予定先の規約に従い、会員である各従業員の判断で、割当予定先である京セラ自社株投資会から個人名義の証券口座に移管させて、株式を売却することが可能です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の会員である従業員に奨励金を支払い、従業員が奨励金を従業員持株会に拠出して、その拠出金で払込みを行う予定です。当社から従業員に対する奨励金の支払いは、実際には、直接割当予定先の指定預金口座に振り込む方法により行いますので、本自己株式処分の払込みについて特段問題がないものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先は当社グループの従業員を会員とする従業員持株会であるところ、当社グループの従業員が反社会的勢力でないことは定期的に確認しておりますので、割当予定先は、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格は未定であり、2019年6月25日開催の取締役会において、同日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当予定先に特に有利とならない範囲において決定する予定です。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

割当予定先の会員である従業員に対して支給する奨励金の合計額を、発行価格で除した数に相当する株式について、自己株式の処分を行うことを予定しております。有価証券届出書提出時において、割当予定先の会員である従業員に対して支給する奨励金の合計額の見込額は4,655,961,600円であり、これを有価証券届出書提出日の前日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である6,438円で除すると、発行数量は723,200株となります。

この発行数量による希薄化の規模は、発行済株式総数に対し0.19%（小数点第3位を四捨五入、2018年9月30日現在の総議決権個数に対する割合0.20%）と小規模なものであります。

また、当社としては、本自己株式処分は、当社グループの従業員のモチベーションの向上と、株主としての資本参加による当社グループの従業員の勤労意欲高揚を通じた、当社グループの持続的な企業価値の増大を促すことに繋がるものと考えており、本自己株式処分による発行数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	50,005	13.84	50,005	13.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	25,808	7.14	25,808	7.13
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MASSACHUSETTS 02111 USA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	18,106	5.01	18,106	5.00
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	14,436	3.99	14,436	3.99
稲盛 和夫	京都市伏見区	10,212	2.83	10,212	2.82
公益財団法人稲盛財団	京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地	9,360	2.59	9,360	2.58
ケイアイ興産株式会社	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町88番地	7,099	1.96	7,099	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,169	1.71	6,169	1.70
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	5,647	1.56	5,647	1.56
京セラ自社株投資会	京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	5,548	1.54	6,271	1.73
計	-	152,390	42.17	153,113	42.28

(注)1 2018年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 所有株式数は千株未満を四捨五入して表示しております。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、2018年9月30日現在の総議決権数(3,613,981個)に本自己株式処分により取得される株式数に係る議決権数(7,232個)を加えた数(3,621,213個)で除して算出した数値です。

4 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第64期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
2018年6月26日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度 第65期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）
2018年8月10日 関東財務局長に提出

(2) 事業年度 第65期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）
2018年11月9日 関東財務局長に提出

(3) 事業年度 第65期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）
2019年2月13日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2019年3月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2019年3月29日）までの間に於いて生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2019年3月29日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

京セラ株式会社 本社
（京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。